

### 3. 介護報酬等にかかる留意点について

#### ◆令和6年度介護報酬改定の概要

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
  - (1) 医療と介護の連携の推進
  - (2) 感染症や災害への対応力強化
  - (3) 高齢者虐待防止の推進
  - (4) 認知症の対応力向上
  - (5) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し
- 2 自立支援・重度化防止に向けた対応
  - (1) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
  - (2) 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- 3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりについて
  - (1) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場づくりについて
- 4 制度の安定性・持続可能性の確保
  - (1) 評価の安定性・持続可能性の確保
    - ・訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

【参考・・・令和6年度介護報酬改定の主な事項について(厚生労働省)】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195261.pdf>

#### ◆医療と介護の連携の推進

協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応等を確認し、当該医療機関の名称や取り決め内容等を指定権者に届け出ること。

【義務付けの対象となるサービス】

・(介護予防)認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

「介護保険サービス事業者の協力医療機関に関する届出について」

<https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000014805.html>

#### ◆令和6年度から未実施減算が導入された項目について

[感染症や災害への対応力向上・・・業務継続計画未策定減算]

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を

構築するため、感染症もしくは非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合（研修・訓練の未実施等）に減算の対象となる。

（施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算）

（その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）

#### [身体拘束廃止未実施減算]

身体的拘束等の適正化を図るため、適正化の措置が講じられていない場合（委員会の未開催、指針の未整備、研修の未実施等）、身体拘束廃止未実施減算として、基本報酬を減算する。

（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）

【参考…介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（厚生労働省）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

#### [高齢者虐待防止の推進…高齢者虐待防止措置未実施減算]

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその発生を防止するための措置が講じられていない場合（委員会の未開催、指針の未整備、研修の未実施等）、高齢者虐待防止措置未実施減算として、基本報酬を減算する。

（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）

#### [認知症の対応力向上…認知症介護基礎研修の受講]

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。（新規採用の場合は1年間の猶予期間中に受講）

### ◆高齢者虐待防止の推進

介護保険法第1条には、基本理念として要介護状態となった者の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行うことが目的とされています。

日本国憲法にある基本的人権の尊重が尊厳の保持につながります。介護従事者は弱い立場になった方の権利を守る（権利擁護）こと、さらには自分自身の権利を主張・公使できない認知症の方や重度障害者、終末期の要介護者等の権利を代弁することは大変重要です。

ひとり一人の残存能力を最大限に引き出し、役割を理解すること、プライバシーを保護し本人や家族が安心して暮らせる権利を守るという基本的な姿勢が求められます。

「人権擁護」はサービス提供の中心かつ重要な視点となるものであるため、職場全体での意識付けが必要です。尊厳の保持につながる支援となっているか、日々の声掛けや姿勢を顧みるようにしましょう。

#### ◆福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

令和6年4月1日より、利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、「固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖」が福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制の対象福祉用具となった。6か月に1回、モニタリングを行いその結果を踏まえて福祉用具貸与計画を変更すること。

【参考・・・一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001303228.pdf>

#### ◆生産性の向上等を通じた働きやすい職場づくりについて

・令和6年度から、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられた。

（令和6年度から3年間は経過措置として努力義務。令和9年4月からは義務となる。）

厚生労働省「介護分野における生産性向上ポータルサイト」

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

[職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置]

事業主には、「職場におけるハラスメント」の防止のために雇用管理上の措置（方針の明確化、相談体制の整備等）を講じることが義務付けられている。

#### ◆書面掲示規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっている。

「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。